

定 款

第 1 章 総則

第 1 条 (商号)

当社は、北川工業株式会社と称し、英文では、KITAGAWA INDUSTRIES CO., LTD. と表示する。

第 2 条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電子機器部品、電気制御部品の製造、販売
2. プラスチック原材料および成形部品の製造、販売
3. 工業用ゴム、ビニール製品の加工、販売
4. 室内装飾品の製造、販売
5. エクステリヤ製品の販売
6. プラスチック成形用金型の製造、販売
7. 自動車部品およびその他輸送運搬用機器部品の製造、販売
8. 医療機器および部品の製造、販売
9. 前各号に関する試験研究の開発および販売
10. 損害保険代理店業
11. 不動産の賃貸
12. 前各号に付帯関連する一切の業務

第 3 条 (本店の所在地)

当社は、本店を愛知県稲沢市に置く。

第 4 条 (機関)

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第 5 条 (公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株式

第 6 条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、39,500,000株とする。

第7条 (自己株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第8条 (単元株式数)

当社の単元株式数は、100株とする。

第9条 (単元未満株式についての権利)

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第11条 (株式取扱規程)

当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。

第3章 株主総会

第12条 (招集の時期)

当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第13条 (定時株主総会の基準日)

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第14条 (招集権者および議長)

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第16条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条 (議決権の代理行使)

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第18条 (議事録)

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

第19条 (取締役の員数)

当社の取締役は、15名以内とする。

第20条 (取締役の選任)

当社の取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条 (取締役の任期)

当社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第22条 （代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

第23条 （取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「取締役会規程」による。

第24条 （取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第25条 （取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第26条 （取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

第27条 （取締役会決議の省略）

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第28条 （取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名を行う。

第29条 （取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第30条 （取締役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役および監査役会

第31条 (監査役の員数)

当社の監査役は、5名以内とする。

第32条 (監査役の選任)

当社の監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第33条 (監査役の任期)

当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第34条 (常勤の監査役)

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第35条 (監査役会規程)

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める「監査役会規程」による。

第36条 (監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第37条 (監査役会の決議方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。

第38条 (監査役会の議事録)

監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名を行う。

第39条 （監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第40条 （監査役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 計算

第41条 （事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第42条 （期末配当金）

当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

第43条 （中間配当金）

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。

第44条 （期末配当金等の除斥期間）

期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附 則

昭和60年3月22日	改正
昭和63年6月20日	改正
平成元年6月26日	改正
平成4年6月26日	改正
平成6年6月29日	改正
平成7年6月30日	改正
平成8年6月27日	改正
平成13年6月28日	改正
平成14年6月27日	改正
平成15年6月27日	改正

平成16年 6 月29日 改正
平成18年 6 月29日 改正
平成21年 6 月26日 改正
平成25年 6 月26日 改正
平成29年 6 月28日 改正